

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

国立大学法人静岡大学

学長 伊 東 幸 宏 殿

国立大学法人静岡大学

監事 大 戸 宏 文

監事 徳 山 博 子

第 9 期事業年度(平 24. 4. 1～平 25. 3. 31)監査報告書の提出について

国立大学法人静岡大学監事監査規則第 11 条の規定に基づき、別紙の監査報告書を提出いたします。

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、第9期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の国立大学法人静岡大学の業務について監査を実施し、監事協議の上、本監査報告書を作成したので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から職務の執行を聴取し、重要な書類の提出を受け、業務及び資産の状況を監査しました。

また、会計監査人新日本有限責任監査法人（以下「会計監査人」という。）から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- （1）静岡大学の役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- （2）財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、静岡大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- （3）会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成25年6月17日

国立大学法人静岡大学

監事 大 戸 宏 文

監事 徳 山 博 子